

近畿笠利会会則

第一章 総則

- 第 一 条 本会は近畿笠利会と称し、近畿一円に居住する笠利町出身者及びその縁故者をもって組織する。
- 第 二 条 本会は会員相互の親睦と協栄を図り併せて郷土の振興発展に協力することを目的とする。
- 第 三 条 本会は第二条の目的達成のため次の事業を行う。
1. 懇親会、総会及び敬老会等を開催して親睦を図る。
 2. 会員青少年育成及び社会福祉の相談に応じて互助協栄の実を上げる。
 3. 郷土の産業、経済、教育文化、その他公益に関する事項の調査研究をなし、その保護発展を期する活動に協力すること。
 4. その他本会目的達成に必要と認められる事項

第二章 役員

第 四 条 本会に次の役員をおく

- | | | |
|-------------|-------|---------------|
| 1. 会 長 | 1 名 | |
| 2. 副 会 長 | 若 干 名 | |
| 3. 校 区 会 長 | 7 名 | |
| 4. 幹 事 長 | 1 名 | |
| 5. 事 務 局 長 | 1 名 | |
| 6. 女 性 部 長 | 1 名 | |
| 7. 会 計 部 長 | 1 名 | |
| 8. 会 計 監 査 | 2 名 | |
| 9. 広 報 部 長 | 1 名 | |
| 10. 青 年 部 長 | 1 名 | |
| 11. 副 幹 事 長 | 若 干 名 | 校区幹事長 7名を含む |
| 12. 幹 事 | 若 干 名 | 各校区よりの推薦による |
| 13. 専 門 役 | 若 干 名 | 役員会で承認された専門役員 |

第 五 条 役員を選出方法及び任期は次の通りとする。

1. 次期会長の選出は、現会長及び現幹事長が顧問会議に提案をし、顧問会より選出された選考委員長が、役員会及び総会へ推薦し承認を得る。
2. 次期会長の選考委員長は、役員改正年度に顧問の中より輪番で選出する。
3. 会長は役員会で出席役員の過半数をもって推薦された者が、総会に於いて出席会員の3分の2以上の承認を受けて選出される。（旧五条1）
4. 女性部長は、女性部員の推薦と話し合いで選出し、会長が承認する。
5. その他の役員は会長が之を委嘱する。
6. 役員の任期は2年とする。但し重任は之を防げない（旧五条2）
7. 役員の欠員によって就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。（旧五条3）

第六条 役員の任命・告知・委嘱は次の通りとする

1. 幹事長・事務局長・会計部長・会計監査・広報部長・青年部長は、会長の口頭による委任をもって委嘱とする。
2. 相談役・副会長・副幹事長・幹事は、役員会案内にて告知し、委嘱とする。

第七条 本会は会の諮問機関として次の通り顧問、相談役を委嘱する。

1. 顧問 本会の会長経験者及び先輩有志の中で役員会で推薦された者
2. 相談役 顧問以外の有職者の中より役員会で推薦された者。

第八条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長 会務を統括して代表となる。
2. 副会長 会長を補佐して、会長事故ある時は之を代理する（旧七条2）
3. 幹事長 会長の指示に基づいて会務を掌る。（旧七条4）
4. 事務局長 会長・幹事長を補佐し、事務や通信業務を行う。（追加）
5. 女性部長 それぞれの女性部員を掌握し、諸活動を行う。（追加）
6. 会計部長 本会の会計管理と会計事務処理を行う。
7. 会計監査 本会会計の適正を期する為、会計諸証憑を監査する
8. 広報部長 本会の活動等を記録・撮影する。
9. 青年部長 それぞれの青年部員を掌握し、諸活動を行う。
10. 副幹事長 幹事長を補佐し幹事長事故ある時は之を代理する
11. 幹事 幹事長.各校区会長の指示に基づいて会務を分掌する
12. 専門役員 本会役員より会長が委嘱し当該専門分野の活動の分野を分掌する。
13. 顧問及び相談役 会長並びに役員会の諮問に答える。

第三章 総会及び会議

第九条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会 定期総会は年1回（秋頃）開催し、事業報告、会計報告、役員改選その他の協議をなすと共に懇親会、敬老会等を兼ねて行う。
2. 役員会 役員会は役員全職と顧問、相談役を加えて会長之を招集し総会に於いて付託された事項並びに会運営についての事項を協議する。
3. 執行部会 第四条役員の中より、会長・幹事長・事務局長・女性部長で構成し、会の運営方法等を検討する。
4. 運営委員会 第四条役員の中より、会長・副会長・幹事長・事務局長女性部長・会計部長・広報部長・青年部長・校区会長・校区幹事長・校区婦人部長（校区女性部長）及び会長が必要とする専門役をもって組織し、会の運営を行う。
4. 臨時総会 会長は必要と認めた場合、臨時総会を招集する事ができる。

第十条 会議の議長は会長が之に当る。但し都合により別に選任することができる。

第十一条 議事の採決は出席者の過半数をもってなし、可否同数の場合は議長之を決す。

第十二条 本会会則の改廃は、役員会で審議決定し、総会出席者の3分の2以上の承認を得るにあらざればその効力を発しない。

第四章 会計

第十三条 本会の会議は次の通りとする。経費は会費、寄付金及び事業益金をもって充てる。会費はその都度役員会に於いて定める。

第十四条 本会の会計年度は毎年12月1日に始まり、翌年11月31日までとする。

第五章 慶弔

第十五条 本会役員及び功労のあった会員の慶弔は、従前の慣行を参照の上、会長、幹事長が善処する。

附 則

1. 本会会則は、昭和36年7月22日より施行する。
2. 本会会則は、平成8年11月17日 第4条、第7条、第11条、第14条改正、施行する。
3. 本会会則は、平成26年10月26日 第六条の追加、第四条、第五条、第八条、第九条を改正し、施行する。
4. 本会は会長宅に所在地を置く。